

議案第25号

山田地区地籍調査事業に伴う字の区域の変更について

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による認証の日から、次のとおり字の区域を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成11年3月11日

三朝町長 吉田秀光

平成11年3月24日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

区域を変更する字の名称	同左の区域 (平成10年8月17日現在の地番による。)
大字山田字市ヶ坪	大字山田字市ヶ坪のうち130の1、141の2、141の4及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字山田字馬場208の4から208の6まで、208の8
大字山田字梁瀬	大字山田字市ヶ坪141の2、141の4及びこれらと一体をなす国有地 大字山田字梁瀬の全域 大字山田字土手下176の1、180の2及びこれらと一体をなす国有地 大字山田字馬場208の2及びこれと一体をなす国有地
大字山田字土手下	大字山田字土手下のうち176の1、180の2、195の2及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字山田字馬場	大字山田字市ヶ坪130の1 大字山田字土手下195の2及びこれと一体をなす国有地 大字山田字馬場のうち208の2、208の4から208の6まで、208の8及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字山田字上荘	大字山田字上荘のうち269の8以外の区域

大字山田字坂ノ谷	大字山田字上荘269の8 大字山田字坂ノ谷の全域
大字山田字下荘	大字山田字下荘のうち486の2、486の3、487の3、 488の2、498の2、498の5、503の3及びこれら と一体をなす国有地以外の区域 大字山田字宝大神510の1、510の6、510の8、51 1の1、511の4から511の6まで
大字山田字宝大神	大字山田字下荘486の2、486の3、487の3、488 の2、498の2、498の5、503の3及びこれらと一体 をなす国有地 大字山田字宝大神のうち510の1、510の6、510の8 、511の1、511の4から511の6まで以外の区域
大字山田字中島	大字山田字中島の全域 大字山田字下前河原710の2
大字山田字下前河原	大字山田字下前河原のうち710の2以外の区域